

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 出納事務専決及び代決規程の一部改正
鳥取県「すいか」検査条例施行規則の一部改正
- ◇告示 国民健康保険を行う村に対する条例制定認可
土地改良区設立認可
種畜証明書の書換交付
麻の廃止並びに指定
農業委員会の設置
- ◇選管告示 政党、協会等の收支報告書の要旨
解散団体の寄附及び收支報告書の要旨
- ◇公告 昭和二十八年度乙種看護婦、准看護婦試験合格者

規則

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに

に公布する。

昭和二十八年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三十号

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則
出納事務専決及び代決規程（昭和二十七年二月鳥取県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中左表を次のように改める。

正当決裁者	代 決 者
出 納 長	副出納長
副出納長	あらかじめ副出納長が指定した出納員

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十八年五月一日から適用する。

鳥取県「すいか」検査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年五月十九日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取県規則第三十一号

鳥取県「すいか」検査条例施行規則の一部を
改正する規則

鳥取県「すいか」検査条例施行規則（昭和二十五年八月
鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。
第五条中「鳥取県「すいか」検査証紙（以下証紙とす
う。）」を「知事が定める証紙」に改める。

第六条から第十条まで削除
別記第二号様式及び別記第三号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十八年五月一
日から適用する。

告 示

鳥取県告示第二百二十三号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法（昭和
十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き
条例制定を認可した。

昭和二十八年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 国民健康保険を行う村 東伯郡中北条村
- 一 認可年月日 昭和二十八年三月五日

鳥取県告示第二百二十四号

東伯郡社村大字国分寺小谷辰藏外十四人の者から申請の
あつた社村福光土地改良区の設立について、土地改良法
（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定
により、昭和二十八年五月十二日認可した。

昭和二十八年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百二十五号

次の種畜につき、種畜証明書の書換交付があつた。

昭和二十八年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記種畜証明
書番号 名前 種類 書換 理由 申請者

昭二五 友 黒毛 移動 鳥取県東伯郡下郷村
鳥第八七号 和種 斉尾 晃

鳥取県告示第二百二十六号

鳥取県会計規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二
号）第二条の規定による解を次のとおり昭和二十八年五
月一日廃止並びに指定した。

昭和二十八年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 廃止 鳥取県岩美地方事務所
- 八頭地方事務所
- 八頭地方事務所
- 気高地方事務所
- 東伯地方事務所
- 西伯地方事務所
- 日野地方事務所

鳥取県蚕業取締所

鳥取県税事務所

米子県税事務所

物産斡旋所

指定 鳥取県東部地方事務所

中部地方事務所

西部地方事務所

東部県税事務所

中部県税事務所

西部県税事務所

大阪事務所

東京事務所

鳥取県告示第二百二十九号

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第
二項及び第五十条第一項の規定により昭和二十八年五月
五日八頭郡家町に次のとおり農業委員会が設置された。
昭和二十八年五月十九日

鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟	35,000	1	1	1	34,966	6	34,966	1	1	1	86,825	1	1	1	86,825	1	1	1	1	1	1	1,116
鳥取県医師連盟	19,900	1	1	1	19,825	1	19,825	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1,112
鳥取県高郡青谷町徳安後援会		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,113
鳥取県農業協同組合連合会職員農政研究会		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,113
日本社会党鳥取県支部連合会	29,000	1	1	1	29,000	1	29,760	1	1	1	18,461	1	1	1	60,000	1	1	1	1	1	1	3,113
日本社会党鳥取県連合東伯支部		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,119
日本社会党鳥取県支部連合会米子支部		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1,110
日本社会党鳥取支部		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,113
日本社会党鳥取県支部		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,115
日本社会党因幡地区委員会	7,500	1	1	1	7,300	1	7,300	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,115
自由鳥取県中部支部	4,900	1	1	1	4,355	1	4,355	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,118
日本共産党鳥取東伯地区委員会	3,500	1	1	1	3,100	1	3,100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,111
日農中部選挙対策委員会	11,000	1	1	1	10,000	1	10,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,111
日本社会党鳥取支部		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,111
鳥取県青年自由党		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,111
日本共産党果村細胞		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,113

日本共産党鳥取県因幡地区安倍細胞		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2,116
日本電気産業労組倉吉営業所分会		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2,117
日本電気産業労組鳥取県支部米子営業所分会		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,119
日本教職員政治連盟鳥取県支部		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,114
日本再建連盟鳥取県連合支部	5,000	1	1	1	5,000	1	3,403	1	1	1	8	1	1	1	3,403	1	1	1	1	1	1	1,119
溝口町同志会	3,600	1	1	1	2,500	1	2,500	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1,117
民主青年協議会		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,117
改進黨東伯支部	11,000	1	1	1	11,000	1	10,180	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,118

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名

寄附の総額

件数

寄附者の氏名又は団体名

職業

住所又は主たる事務所所在地

1 機関車政治連盟米子支部

一、六〇〇円

一

機関車労組米子機関区分会

公社

米子市弥生町

六、〇〇〇

二

伯州水産株式会社

水産業

西伯郡淀江町

五、〇〇〇

一

鳥取県東部労組協議会

鳥取市東品治町

2	日野郡清風会	三五、〇〇〇	二	木下 太郎	日野郡阿毘縁村
3	自由党鳥取県連合支部	五〇、〇〇〇	一	稲田 直道	鳥取市古市
		一五、〇〇〇	一	建部 邦雄	林 業
4	自由党鳥取県西部支部	四、五三〇	三	中島 邦美	魚類販売
5	自由党鳥取県支部	一五、〇〇〇	一	徳安 実藏	会社々長
6	日本社会党鳥取県支部 連合会	九、〇〇〇	一	足鹿 覚	衆議院議員
		九、〇〇〇	一	中田 吉雄	衆議院議員
		九、〇〇〇	一	門田 定藏	鳥取市馬場町
		二、〇〇〇	一	妹尾 三男	東伯郡上北条村
7	自由党鳥取県中部支部	三八、〇〇〇	八	門脇勝太郎	公社職員
		五、〇〇〇	一	鷺見 安壽	会社重役
		五、三〇〇	一	高田実次郎	東伯郡倉吉町
		五、〇〇〇	一	門脇 梅子	無 職
		一〇、六〇〇	二	門脇 守正	酒販売
		五、〇〇〇	一	中村 一治	旅館業
		五、〇〇〇	一	酒井 礦壽	生漁業
8	日農中部選挙対策委員会	一、五〇〇	一	門田 定藏	農 業
		二、〇〇〇	一	日農中部連合会	東伯郡上北条村
					倉吉町

9	日本再建連盟鳥取県連合支部	二〇、〇〇〇	一	三好 英之	理事長	東京都太田区北千束町
		一六、〇〇〇	二	織田 收	会社々長	米子市東倉吉町
		一〇、〇〇〇	一	柳谷 保一	県会議員	米子市角盤町
10	改進黨東伯支部	一〇、〇〇〇	一	佐伯 忠義	会社々長	西伯郡天津村
		二、〇〇〇	一	金田 秀夫	洋品雜貨	東伯郡倉吉町
		二、〇〇〇	一	山榊 儀保	会社重役	"
		二、〇〇〇	一	音田 宗一	"	花見村
		二、〇〇〇	一	山榊 博	弁護士	倉吉町
		二、〇〇〇	一	大橋 二郎	旅館業	"
		二、〇〇〇	一	齊尾 嘉久	団体役員	中北条村
(二) 支 出	政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的		
1	機関車政治連盟米子支部	一、二〇〇円	一	自動車用ガソリン		
2	日野郡清風会	一、〇〇〇	一	日野郡ビルマ復員者会へ寄附		
		二六、四三〇	二	会合費		
		一、七三五	二	通信費		
		一、四〇〇	一	消耗品費		

3	自由党鳥取県連合支部	三、〇〇〇	二	広告費
		一一、〇〇〇	一	事務所借代
		三二、〇〇〇	一	事務員手当
		一八、二一五	二	通信費
4	自由党鳥取県西部支部	七、三〇〇	四	新聞広告費
5	自由党鳥取県支部	二四、〇〇〇	六	事務員手当
		一、五〇〇	二	諸雑費
		四、〇〇〇	一	新聞広告費
6	鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟	三四、九六六	六	各支部へ配分
7	鳥取県医師連盟	七五、〇〇〇	九	旅費
		八、四〇〇	一	会議費
		三、四一五	二	通信費
8	日本社会党鳥取県支部連合会	一八、四八〇	一	本部党費
		六〇〇	一	通信費
9	日本共産党鳥取県委員会	六、五〇〇	四	給料
		二〇、〇〇〇	五	事務所費
10	自由党鳥取県中部支部	六、〇〇〇	一	通信費

11	日農中部選挙対策委員会	四七、八五五	四	会合費
		三、五〇〇	三	通信費
12	日本再建連盟鳥取県連合支部	一六、〇〇〇	一	事務所借上料
		一一、一五三	二	通信費
		一、二〇〇	一	燃料費
		二、四五〇	一	文房具費
		三、六〇〇	一	印刷費
		一、〇〇〇	一	会場使用料
		二、〇〇〇	一	新聞広告料
		三、四〇〇	一	通信費
		九八〇	一	事務用品費
13	改進黨東伯支部	六、〇〇〇	一	家屋借上料

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法第十七条の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十八年五月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一種 類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二期 間 自昭和二十八年三月二十三日
至同 年四月二十八日

三 報告書の要旨

団体各	寄附及び収入又は寄付の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
鳥取県遺族連合会 日本助産婦連合会横山フク 後援会鳥取市部	五、八六〇	1	1	1	1	1	五、八六〇	1	1	1	1	1	昭和二十八年五月十八日

四 主たる寄附者及び支出者

(一) 寄附者 (該当なし)

(二) 支出者 (該当なし)

公 告

昭和二十八年年度乙種看護婦並びに准看護婦試験に合格し

た者は次のとおりである。

昭和二十八年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

乙種看護婦

氏名	住所	氏名	住所
谷口 元美	白石 良	赤川 洋子	
佐藤 仁美	松井 勝代	番 千佐子	
梶川 綾子	上山田 鶴子	天野美地子	
田中 都子	三国 妙子	平岡 滋子	
安達 静代	白岩 照子	渡辺 康子	
吉山 静子	宮崎 俱子		
准看護婦			
影山 弘子	鳥飼美津子	松山 豊子	
小坂 照代	年岡 数子	山本 敏子	

英文和文 タイプライター
計算器・玉屋測量器
販 賣 修 理

有限
会社

雑賀タイプライター商會

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地
電話(米子)一〇二二二番
鳥取出張所 鳥取市新町六番地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
行 鳥取者
鳥取所 縣鳥取市東町取
印 縣鳥取市東町取
鳥取所 縣鳥取市東町取
鳥取所 縣鳥取市東町取